

美術館の所管に関する他都市の状況について

本市と人口規模が同程度である全国の中核市に所在する市立美術館を対象に運営状況等調査を実施した。また、併せて県内の市立美術館 4 館へも調査を実施した。
 調査は平成 26 年度実績の記入を原則として行った。

1 博物館法の種別について

(館)

	登録博物館 (注 1)	博物館相当施設 (注 2)	博物館類似施設 (注 3)
中核市 (24)	17 (71%)	3 (12%)	4 (17%)
神奈川県内 (4)	1 (25%)	2 (50%)	1 (25%)

注 1 登録博物館：法に基づく要件として教育委員会の所管、館長・学芸員を必置等。県教育委員会に登録。

2 博物館相当施設：法に基づく要件として学芸員に相当する職員必置等。県教育委員会が指定。

3 博物館類似施設：法上の位置づけ無し。

2 所管部局について

(館)

	教育委員会	市長部局	公益財団法人
中核市 (24)	13 (54%)	10 (42%)	1 (4%)
神奈川県内 (4)	1 (25%)	3 (75%)	0 (0%)

上記 1において、教育委員会所管である登録博物館は中核市では 17 館であるが、所管部局の調査では 13 館であった。この差 4 館は、教育委員会に属する美術館の管理運営等に関する権限を、市長部局に事務委任あるいは補助執行したことにより、運営等事務を市長部局が行っているものと考えられる。

3 管理形態について

(館)

	直営	指定管理	公益財団法人
中核市 (24)	19 (79%)	4 (17%)	1 (4%)
神奈川県内 (4)	3 (75%)	1 (25%)	0 (0%)